［北大：離職証明書発行　異常な遅れ］

2010 年 9 月 30 日

Aさん、札幌地裁に怒りの提訴！！

［北大に損害賠償・慰謝料　請求］

＜本件の概要＞

2004 年４月１日から６年間、北大で契約職員（フルタイムの非正規雇用職員）として働いてきたＡさん（女性）はさらに継続して働きたいと強く希望し、本人並びに研究室サイドがその旨を北大に要求したにもかかわらず、期限つき雇用であるとの形式的理由により 2010 年３月 31 日、とうとう雇い止めにされました。ところが北大は、かくも非情な非正規切りを行う一方で、雇用主が労働契約終了時に負う責任を果たさなかったのです。いつまでも離職証明書を発行せず、本来受給できた雇用保険給付 38 万円あまりをもらえませんでした。そのためＡさんはこのような北大の態度に到底、納得できず、去る９月 30 日、北大を相手取って札幌地方裁判所に損害賠償等の請求訴訟を提起しました。

＜遅れに遅れた離職証明書発行＞

雇用主は、退職した労働者が離職票は不要との意思表示をしない限り、労働者が退職した日の翌日から起算して 10 日以内に離職証明書を発行し、それを公共職業安定所（通称職安ないしはハローワーク）に提出しなければなりません。そうすると職安が離職票を雇用主に交付し、それが雇用主から労働者に送付されます。労働者は、この離職票に必要事項を記入して職安に提出し、雇用保険を受けることが出来ます。

ところが北大は４月 10 日までに、Ａさんの離職証明書を職安に提出しませんでした。何日たっても北大が発行しないので、しびれを切らしたＡさんは何度か北大に尋ねました。そして、退職翌日から数えて 42 日目の５月 12 日にようやく離職票がＡさんに届きました。

＜Ａさん、企業に再就職＞

雇用保険がいつ出るか分からない状況に、Ａさんは必死になって再就職先を探し、その結果、５月 11 日、とある企業に就職が決まりました。つまり、離職票を手にしたときは再就職先で働いていたのです。そのためＡさんは、とうとう雇用保険をもらえなかったのです。訴状は、本来ならばＡさんは４月 10 日までに職安に離職票を提出したので、同日から１週間の待機期間を経た４月 17 日より５月 10 日まで 24 日間分の雇用保険を取得できたとしています。

Ａさんに支給されるべき雇用保険は、失業給付が約 12 万 7,000 円、再就職手当が約 25 万 5,000 円、計 38 万 3,000 円あまりでした。これは、札幌市内で自活するＡさんにとって、生活しながら職を探すのに絶対不可欠の金額です。これがもらえないのでは、何のために６年間保険料を払ってきたのか分かりません。Ａさんはこの金額を、北大の義務不履行によってみすみす失ったのです。

＜北大、離職証明書に虚偽記載＞

さらに許せないことがありました。Ａさんの手元に郵送されてきた離職票を見たら、離職理由の箇所にある、「労働者から契約の更新又は延長の希望に関する申出はなかった」という欄がすでに丸で囲まれていました（ちなみに、その他に「・・・更新又は延長を希望する旨の申し出があった」と「・・・更新又は延長を希望しない旨の申し出があった」の２つの欄があります）。しかし、Ａさんと研究室が北大にＡさんの雇用延長を申し入れたのは、冒頭に見たとおりです。また、「離職者帰郷等により不在の為署名捺印なし」のゴム印文字が押印されていましたが、Ａさんは雇い止めから再就職までの間、

ずっと札幌にいて、北大に離職証明書はまだ出ないのかと督促していたのです。どちらも北大の担当者が勝手に記入、押印した虚偽記載です。とんでもないことです。

＜Ａさんの怒り＞

その後Ａさんは離職証明書交付の遅れを北大に抗議し、直接、損害の賠償を求めました。これに対し、北大事務局は非を認めながらも、Ａさんが受けた損害全額の賠償についてはかたくなに拒みました。このような北大事務局の不誠実な態度に、Ａさんは怒り心頭に達しました。さらに、たまたま発生した北大のミスではなく、自分以外にも同じ被害にあった非正規雇用職員が多数いることを知り、ますます怒りが募りました。そこでＡさんは北大教職員組合に相談し、弁護士と検討を重ねた末、やむにやまれず裁判に訴えることにしたのです。訴状によると、Ａさんは北大に対し、上記雇用保険 38 万 3,000 円あまりの賠償請求と、精神的苦痛を受けた慰謝料 20 万円、弁護士費用 10 万円を請求しています。至って当然です。

＜北大の期限つき雇用が最大の問題＞

北大は血も涙もない非正規切りを強行しながら、速やかな離職証明書の発行という、労働者の生活を保護し再就職活動を保障する当然の責任を果たさなかったのです。これでは、そもそも労働者を雇用する資格などありません。

北大が離職証明書をすぐ発行しないのは、毎年大勢の非正規雇用職員を雇い止めにしているため手続きが間に合わないこと、北大当局が際限なく人員を削減するあまり、この事務を処理する担当者が少なくなっていることなどが原因であると推察されます。この意味でも、根本的な問題の一つは期限つき雇用とその形式的な運用です。北大教職員組合は北大に、期限つき雇用を直ちにやめるようここに改めて要求します。

＜裁判の完全勝利を目指して！！＞

この裁判の意義は、何よりも、裁判所がＡさんの主張を全面的に認め、Ａさんの受けた金銭的不利益と精神的苦痛が全額、補償されることですが、それにとどまりません。いままで北大を雇い止めになり、Ａさんと同種の不利益を受けた人が大勢いるはずです。裁判の勝利は、そういった人たちの権利回復につながる可能性を生み出します。また、今後やむなく雇い止めに遭ったり、何かの都合で退職する人が出た場合、その人たちがＡさんと同じ目に遭わないよう、北大の姿勢を根本的に正すことにもなります。

北大教職員組合は、裁判の完全勝利を目指してＡさんを全面的に支援しますが、皆さんにも広くご支援を呼びかけます。そのために、次のようなことを訴えます。

1．Ａさんへの激励メッセージを北大教職員組合あてにお寄せ下さい。責任を持ってそれをＡさんに渡します。
2．Ａさんの裁判を経済的に支える募金をお願いします。募金は北大教職員組合の事務所で受け付けています。
3．Ａさんと同じような被害を受けた人について、被害の内容や大学側の対応ぶりを北大教職員組合に情報提供して下さい。

2010 年 10 月 6 日

北海道大学教職員組合
〒060-0811 札幌市北区北１１条西６丁目　北海道大学内
Tel & Fax (011)746-0967
E-mail : kumiai@ma4.seikyou.ne.jp